

援助・両方会員
必須講座

R8(2026)年度 とよなかファミリー・サポート・センター 必須講座のご案内

『乳幼児のための予防救急』 『児童虐待と社会的養護』



新規登録の援助・両方会員は、初めての活動までに、必ず受講
既存の援助・両方会員は、5年に1回必ず受講（救命講習はおおむね2年に1回）



	講座名	日程	時間	会場	保育
1	乳幼児のための予防救急	令和 8年 6月 25日 (木)	10:00 ~ 12:00	くらしかん	○
2	児童虐待と社会的養護 ★		13:30 ~ 15:00		○
3	乳幼児のための予防救急	令和 8年 8月 30日 (日)	10:00 ~ 12:00	地域共生センター東館	—
4	乳幼児のための予防救急	令和 8年 10月 29日 (木)	13:30 ~ 15:30	地域共生センター西館	○
5	児童虐待と社会的養護 ★	令和 8年 11月 15日 (日)	10:00 ~ 11:30	地域共生センター東館	—
6	乳幼児のための予防救急	令和 9年 1月 28日 (木)	13:30 ~ 15:30	地域共生センター東館	—
7	乳幼児のための予防救急	令和 9年 3月 5日 (金)	10:00 ~ 12:00	くらしかん	○
8	児童虐待と社会的養護 ★		13:30 ~ 15:00		○

★R7(2025)年度子ども家庭庁の通知により『児童虐待と社会的養護』が新たに必須講座となりました。

『乳幼児のための予防救急』

- ・こどものケガや急病などの対応
- ・事故や救急事故を未然に防ぐポイント
- ・AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習



『児童虐待と社会的養護』

- ・児童虐待防止と児童相談所の役割
 - ・社会的養護や里親制度
 - ・ヤングケアラーへの支援
- ※約1時間の講義 + 交流会

センターが実施する必須講座を修了したとみなすことができる研修制度等
いずれも「修了書」のコピーを提出してください。

【1】『子育て支援員研修』を修了→「乳幼児のための予防救急」及び「児童虐待と社会的養護」を修了とみなす。

【2】『普通救命講習「1」または「3」』を修了→「乳幼児のための予防救急」を修了とみなす。

【普通救命講習】の実施状況については、豊中市消防局のホームページ
または救急救命課 TEL:06-6846-8438 まで直接お問合せください。



★★★★★申込みは、電話、FAX、メールのいずれかの方法でお願いします★★★★★

【問合せ・申込み先】

とよなかファミリー・サポート・センター（受託:社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会）

住所:〒561-0881豊中市中桜塚2-29-31 地域共生センター東館 2階（月～金）9:00～17:00

TEL:06-6841-9383 FAX:06-6841-2388 メール:toyonakafsc@toyonaka-shakyo.or.jp



メールはこちら